

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「申告書」といいます。）における各種控除の要件等の確認については、この手引きをご覧ください。

目 次

1 令和8年分の申告書にかかる変更点	1 ページ	6 障害者控除（A・B・C欄）	6・7 ページ
2 記入・訂正の仕方、留意事項	2 ページ	7 所得見積額の計算方法（A・B・C欄） ..	8～10 ページ
3 寡婦控除・ひとり親控除（A欄）	2 ページ	8 国外に居住する控除対象となる配偶者 または扶養親族等（B・C欄）	11 ページ
4 控除対象となる配偶者（B欄）	3 ページ	9 源泉徴収税額	12 ページ
5 控除対象となる扶養親族等（C欄）	4・5 ページ		

1 令和8年分の申告書にかかる変更点

令和7年度税制改正により、令和8年分の公的年金等に適用できる控除等は、以下のとおり変更されました。

（1）扶養親族等の所得要件の改正（2～5 ページ参照）

扶養親族等の区分	改正後	改正前
・ひとり親の生計を同一にする子 ・同一生計配偶者 ・扶養親族	58万円以下	48万円以下
・配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 95万円以下	48万円超 95万円以下

（2）特定親族特別控除の創設（4・5 ページ、12 ページ参照）

年金受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超85万円以下の者について、特定親族特別控除が創設されました。年金から源泉徴収する所得税について特定親族特別控除を適用する場合、控除額は1人につき52,500円です。

（3）基礎的控除額の改正（12 ページ参照）

受給者の年齢	その年中に支払を受ける公的年金等の額	改正後	改正前
65歳以上	163万円以下 (老齢基礎年金の受給権がない方は242万円以下)	支給年金額の月割額×25%+10万5千円 (17万5千円未満の場合は、17万5千円)	支給年金額の月割額×25%+6万5千円 (13万5千円未満の場合は、13万5千円)
	163万円超 (老齢基礎年金の受給権がない方は242万円超)	支給年金額の月割額×25%+10万円 (16万5千円未満の場合は、16万5千円)	
65歳未満	213万円以下	支給年金額の月割額×25%+10万5千円 (13万円未満の場合は、13万円)	支給年金額の月割額×25%+6万5千円 (9万円未満の場合は、9万円)
	213万円超	支給年金額の月割額×25%+10万円 (12万5千円未満の場合は、12万5千円)	

（4）給与所得控除額の改正（9 ページ参照）

給与の収入金額	改正後	改正前
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

2 記入・訂正の仕方、留意事項

- ▶ 黒ボールペン等、消すことができない筆記用具を用いて、楷書体の分かりやすい文字で記入してください。
- ▶ 訂正する場合は、該当部分を二重線で消し、正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。
- ▶ 印字されている配偶者や扶養親族等のうち、就職や死亡等により令和8年分について申告しない方がいる場合は、その方の欄全体を大きく×で消してください。

＜訂正の場合＞

＜記入例＞

昭和20年1月2生まれ
に訂正する場合

生年 月日	66 年	1 月	2 日
66	20	01	02

※ 生年月日の年・月・日が1桁の場合はそれぞれ
右詰めして記入し、空欄に0を記入してください。
例：昭和20年1月2生まれ→「200102」

＜削除の場合＞

C欄 源泉控除対象親族・扶養親族	
フリガナ	イナノ イチロウ
氏名	公立 一郎
生年月日	600402
扶養区分	老人：特定

- ▶ 提出時点で亡くなられている方の申告はできないため記入しないでください。
- ▶ 11ページに記載の提出書類を除き、書類（付箋、手紙、文書、証明書等）は同封しないでください。
- ▶ 控除要件を満たしていない場合、人的控除は適用されませんので、ご了承ください。
- ▶ 控除の申告にあたっては、令和8年12月31日時点の状況を想定してください。

3 寡婦控除・ひとり親控除

A欄

要件

「寡婦」「ひとり親」とは、受給者本人が現在婚姻をされていない方、または、配偶者の生死が明らかでない方で、下表の要件に該当する方です。

受給者本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との離別事由	区分
500万円以下	男性	所得の見積額が58万円以下の生計を同一にする子 ^{※1} がいる	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
	女性	所得の見積額が58万円以下の生計を同一にする子 ^{※1} がいる	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦
		扶養親族がいない	死別・生死不明	

- ※1 「生計を同一にする」とは、日常の生活費等を共にすることをいいます。
就学、療養等のため別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常を送金している場合は、生計を同一にするものとして取り扱われます。
- ・「子」は他の方の控除対象配偶者（同一生計配偶者）または他の方の扶養親族とされていない方に限られます。
- ※2 「死別」「離婚」は、死別後または離婚後に再婚をしていない方に限られます。
- ※3 寡婦控除、ひとり親控除のいずれも、住民票の続柄に「夫（末届）」「妻（末届）」の記載がある方は対象外です。

記入方法

- ▶ 寡婦控除・ひとり親控除の要件に該当し、申告する場合は、次のとおり記入をしてください。
- (1) 該当する配偶者との離別事由に○をつけてください。
- (2) 「1 寡婦」または「5 ひとり親」に○をつけてください。

＜記入例＞

寡婦・ひとり親 受給者の所得見積額は500万円以下	配偶者との離別事由(○は1つ)		1 寡婦 5 ひとり親	
	1 死別	2 離婚	3 生死不明	4 未婚(ひとり親のみ)
		扶養親族等の退職所得を除くことで所得見積額が要件に該当(住民税のみ適用)		寡婦 ひとり親

「1 寡婦」または「5 ひとり親」に○の印字があり、印字の内容から変更がない場合でも必ず離別事由に○をつけてください。

※「寡婦・ひとり親控除（住民税のみ該当）」については、10ページ（令和8年中に退職手当等を有する配偶者・扶養親族等がいる方）をご覧ください。

4 控除対象となる配偶者

B欄

要件

受給者本人と同居・別居を問わず、生計を同一にする配偶者^(※1)のうち、下表（ 内の部分）の要件に該当する場合は、年金からの配偶者控除等の対象となります。

受給者本人の所得見積額 \ 配偶者の所得見積額	0円～58万円	58万円超 95万円以下	95万円超
900万円以下	・配偶者控除 ・老人配偶者控除（70歳以上） ・障害者控除^(※2)	配偶者特別控除	
900万円超	障害者控除 ^(※2・※3・※4)	控除対象外 ^(※4)	

- ※1 ・「生計を同一にする」とは、日常の生活費等を共にすることをいいます。
就学、療養等のため別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常を送金している場合は生計を同一にするものとして取り扱われます。
- ・「配偶者」とは、民法の規定による配偶者であり、内縁の夫・妻は、配偶者控除の対象となりません。
また、青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除きます。
- ※2 障害者控除については、「6 障害者控除（6・7ページ）」をご覧ください。
- ※3 受給者本人の所得見積額が900万円超、配偶者の所得見積額が58万円以下の場合、配偶者控除については、年金からの控除対象になりませんが、配偶者が障害者に該当する場合は、障害者控除の対象となります。
- ※4 一定の要件に該当する場合は、確定申告を行うことで配偶者控除等の適用を受けられる場合があります。
詳しくは、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

記入上の注意

扶養区分

70歳以上（生年月日が昭和32年1月1日以前の方）の控除対象となる配偶者で、所得見積額が58万円以下に該当する場合、「老人」に○をつけてください。

住 所

- 「1 同居」「2 別居」「3 国外」のいずれかに○をつけてください。
- ・「2 別居」「3 国外」に○をつけた場合は、D欄にその方の氏名および住所を記入してください。
- ⇒ 「3 国外」に○をつけた場合は、「親族関係書類」の提出が必要です。
「8 国外に居住する控除対象となる配偶者または扶養親族等（11ページ）」をご覧ください。

所得見積額

- 該当する所得見積額の区分に○をつけてください。
- ・前年（令和7年分）の申告において、所得見積額が0円～48万円と申告された方は、「0円～58万円」に○を印字しています。
 - ・配偶者の方で「58万円超95万円以下」に○をつけた場合は、＜記入例＞のように所得見積額の金額も記入してください（地方税法により申告が必要なため）。

<記入例>

所得見積額	0円～58万円	58万円超 95万円以下 ※金額も記入	95万円超
		60万円	

所得見積額＝収入ではありません

- ⇒ 「7 所得見積額の計算方法（8～10ページ）」をご覧ください。

障害者控除

- ⇒ 「6 障害者控除（6・7ページ）」をご覧ください。

個人番号

「申告済」の印字がある場合、記入は不要です。また、記載がないことをもって、申告書を受理しないということはありません。

5 控除対象となる扶養親族等

C欄

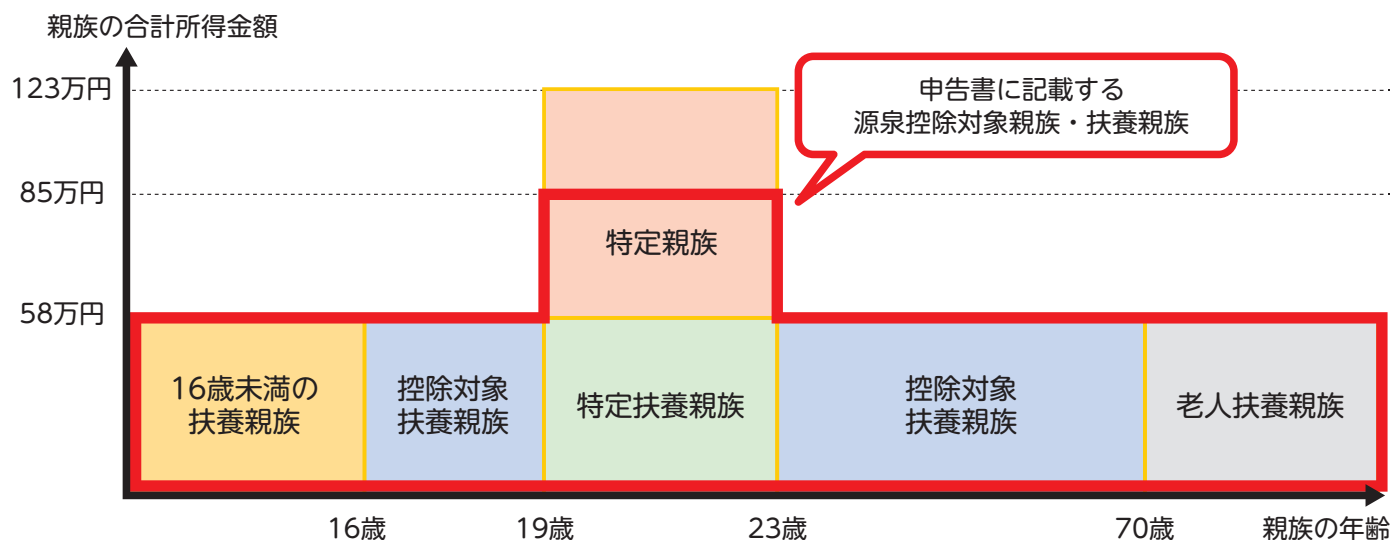
要件

受給者本人と同居・別居を問わず、生計を同一にする配偶者以外の親族^(※1)のうち、下表の要件に該当する場合は、扶養控除等の対象となります。

扶養区分		扶養親族等の所得見積額	扶養親族等の年齢	受けられる控除
源泉控除対象親族	控除対象扶養親族	58万円以下	16歳以上の方 (生年月日が平成23年1月1日以前の方)	・扶養控除 ・障害者控除 ^(※3)
	老人扶養親族		70歳以上の方 (生年月日が昭和32年1月1日以前の方)	
	特定扶養親族		19歳以上23歳未満の方 (生年月日が平成16年1月2日～平成20年1月1日の方)	
	特定親族	58万円超 85万円以下	19歳以上23歳未満の方 (生年月日が平成16年1月2日～平成20年1月1日の方)	特定親族特別控除 ^(※4)
16歳未満の扶養親族 ^(※2)		58万円以下	16歳未満の方 (生年月日が平成23年1月2日以後の方)	障害者控除 ^(※3)

- ※1 「生計を同一にする」とは、日常の生活費等を共にすることをいいます。
就学、療養等のため別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常を送金している場合は、生計を同一にするものとして取り扱われます。
- ※2 「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族のことをいいます。
また、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子、老人福祉法の規定により養護を委託された老人の方も含みます。
なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除きます。
- ※3 他の方の控除対象配偶者（同一生計配偶者）または他の方の扶養親族等とされていない方に限られます。
- ※4 16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象にはなりませんが、地方税法により申告が必要となります。
C欄に必要事項を記入してください。
- ※5 障害者控除については、「6 障害者控除（6・7ページ）」をご覧ください。
- ※6 特定親族の所得見積額が85万円超の場合、年金からの控除対象となりません。
特定親族の所得見積額が85万円超123万円以下の場合は、確定申告を行うことで特定親族特別控除の適用を受けられる場合があります。
詳しくは、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

【参考：申告書に記載する親族の範囲】



記入上の注意

受給者との 続柄

「3 子」または「9 その他」に○をつけてください。

- ・続柄は、受給者本人から見た関係です。
- ・「9 その他」に○をつけた場合は、受給者から見た続柄（母、孫、弟など）をカッコ内に記入してください。

扶養区分

次に該当する場合、○をつけてください。

- ・70歳以上（生年月日が昭和32年1月1日以前の方）の老人扶養親族の方は、「老人」に○をつけてください。
- ・19歳以上23歳未満（生年月日が平成16年1月2日～平成20年1月1日の方）の特定扶養親族または特定親族の方は、「特定」に○をつけてください。

住 所

「1 同居」「2 別居」「3 国外」のいずれかに○をつけてください。

- ・「2 別居」「3 国外」に○をつけた場合は、D欄にその方の氏名および住所を記入してください。

⇒ 「3 国外」に○をつけた場合は、「親族関係書類」の提出が必要です。

「8 国外に居住する控除対象となる配偶者または扶養親族等（11ページ）」をご覧ください。

- ・年齢が30歳～69歳（生年月日が昭和32年1月2日～平成9年1月1日の方）の国外に居住する扶養親族については、以下のいずれかに該当する場合に限り扶養控除等を適用できます。

- ①留学のため国内に住所および居所を有しなくなった。
- ②障害者に該当する。
- ③受給者本人から、令和8年において生活費または教育費に充てる年間38万円以上の送金を受ける見込みがある。

- ⇒ ①に該当する場合は「4 留学」に、
③に該当する場合は「5 年38万円以上送金」に○をつけてください。

<記入例>

住所	所得 見積額	0円～ 58万円	58万円超 85万円以下	85万円超	共済使用欄
1 同居 2 別居 3 国外					
3 国外	国外かつ 30～69歳のとき	4 留学	5 年38万円以上送金		

- ・「4 留学」の場合には、「親族関係書類」のほかに「留学ビザ等書類」も必要です。

所得見積額

該当する所得見積額の区分に○をつけてください。

- ・前年（令和7年分）の申告において、扶養親族として登録されている方は、「0円～58万円」に○を印字しています

⇒ 「7 所得見積額の計算方法（8～10ページ）」をご覧ください。

障害者控除

⇒ 「6 障害者控除（6・7ページ）」をご覧ください。

個人番号

「申告済」の印字がある場合、記入は不要です。また、記載がないことをもって、申告書を受理しないということはありません。

扶養親族等が4人以上おり、申告書のC欄に書ききれない場合

公立学校共済組合のホームページ（下記参照）から申告書の追加用紙をダウンロードしてください。

トップページ ⇒ 年金受給者（待機者）向け手続き ⇒ 年金Q&A 証明書等について（源泉徴収票、扶養親族等申告書、年金支払通知書）へをクリック



追加用紙のダウンロードが難しい場合は、任意の用紙に年金受給者の氏名、年金証書番号、書ききれなかった親族の方の必要事項（漢字氏名、フリガナ、受給者との続柄、生年月日、住所、所得見積額等）を記入し、申告書と併せて提出してください。

6 障害者控除

A欄

B欄

C欄

下の図をご覧ください、受給者本人または所得見積額が58万円以下の生計を同一にする配偶者や扶養親族等が、障害者控除の要件に該当するかご確認ください。

下の図において①～⑧のいずれかに該当する場合は、障害者控除を受けることができます。

! 要介護（要支援）認定を受けている方であっても、下記①～⑧のいずれかに該当していなければ、障害者控除の対象とはなりません。また、障害年金を受給されている方、各種医療受給者証等を受けている方も同様です。



障害者控除の要件		障害の基準・状態	障害区分	
			1 普通障害	2 特別障害
①	身体手帳	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害等級が 3級～6級 の方	障害等級が 1級 または 2級 の方
②	精神手帳	精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害等級が 2級～3級 の方	障害等級が 1級 の方
③	療育(手帳)	・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医により、知的障害者と判定された方 ・療育手帳（みどり・愛・愛護など）の交付を受けている方	中度 または 軽度 と判定された方 (療育手帳の障害程度がB・B1・B2・Cの方、愛の手帳が3～4度の方)	重度 と判定された方 (療育手帳の障害程度がA・A1・A2の方、愛の手帳が1～2度の方)
④	戦傷手帳	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外 の方	障害程度が恩給法別表1号表の2の特別項症から第三項症までの方
⑤	原爆認定	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣から認定証の交付を受けている ※被爆者健康手帳の保有または健康管理手当の支給のみでは対象になりません		該当するすべての方が 特別障害に該当
⑥	⑥に該当	・成年後見制度における成年被後見人の方 ・精神上の障害のため物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあると医師の診断書により証明されている方 (成年被後見人に相当する状態の方)		
⑦	⑦に該当	令和8年12月31日時点で引き続き6か月以上にわたって、身体の障害により 寝たきりの状態 で、複雑な介護を必要とする方(介護を受けなければ排便等を行うことができない程度)の状態にあると認められる方		
⑧	控除認定書(障害者)又は控除認定書(特別障害者)	<u>年齢65歳以上</u> で、市町村長や福祉事務所長等から、上記①、③または⑥に準ずる障害があると認定され、『 障害者控除対象者認定書 』を交付されている方	障害者 と認定され、以下のいずれかに該当する方 ① 知的障害者（ 軽度・中度 ）に準ず ② 身体障害者（ 3級～6級 ）に準ず	特別障害者 と認定され、以下のいずれかに該当する方 ① 知的障害者（ 重度 ）に準ず ② 身体障害者（ 1級・2級 ）に準ず ③ 寝たきり

記入方法

(1) 「障害者控除の要件」を記入してください

身体・精神 のいずれかの手帳の交付を受けている方、または **療育(手帳)** に該当する方

▶ 該当する手帳等の種類に○をつけ、手帳等の「等級」または「障害の程度」を記入してください。

戦傷手帳 の交付を受けている方

▶ 「戦傷手帳」に○をつけ、D欄に戦傷病者手帳の「障害の程度」を記入してください。

原爆認定、⑥に該当、⑦に該当、控除認定書(障害者・特別障害者) に該当する方

▶ 該当する要件に○をつけてください。

※提出の際、**障害の程度**を示す書類（障害者手帳や診断書のコピーなど）の添付は必要ありません。

(2) 「障害区分」に○をつけてください

上の表を参考に「1 普通障害」「2 特別障害」のいずれかに○をつけてください。

!! 前年の申告内容と変更がない場合でも、**障害者控除の要件は必ず記入してください**

7 所得見積額の計算方法

A欄

B欄

C欄

所得見積額とは、その年（令和8年1月1日～令和8年12月31日）の各種収入金額から控除額等を差し引いた金額の合計額のことであり、所得の種類^{（※1）}ごとに計算方法が異なります。

複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得見積額を計算し合計してください。

具体的な計算方法は、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

※1 所得税法上は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および雑所得の10種類です。

（1）収入が公的年金等の場合（雑所得）

$$\text{「公的年金等に係る雑所得の金額」} = \text{「その年に受け取る年金額」} - \text{「公的年金等控除額」}$$

(所得見積額) (収入見込額) (下表参照)

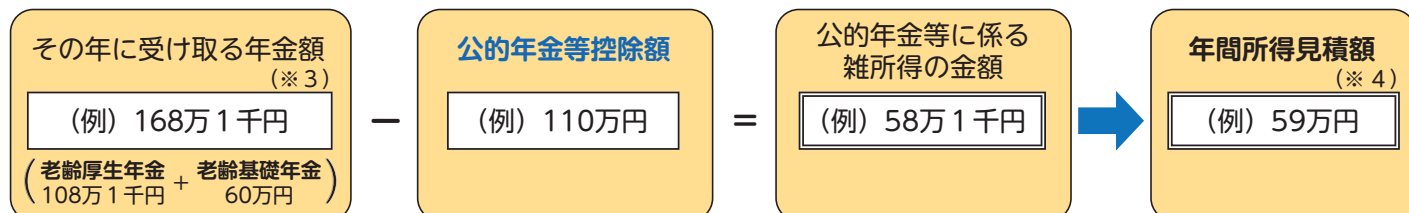
- ① 公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金、個人型・企業型の確定拠出年金などです。
- ② その年に受け取る年金額は、当共済組合から支給する年金のほか、日本年金機構から支給される老齢基礎年金等、全ての公的年金等の合計額です。
- ③ 障害または遺族を給付事由とする年金は、非課税所得のため、その年に受け取る年金額には含みません。

● 公的年金等控除額は、下表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。^{（※2）}

65歳以上（昭和37年1月1日以前生まれ）		65歳未満（昭和37年1月2日以後生まれ）	
その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
330万円以下	110万円	130万円以下	60万円
330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円

※2 この表の適用は、公的年金等以外の所得が1,000万円以下の場合に限ります。公的年金等以外の所得が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額については、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

例 65歳以上（昭和37年1月1日以前生まれ）の方で収入が公的年金等のみ（老齢厚生年金108万1千円・老齢基礎年金60万円）の場合



※3 ・老齢（退職）を給付事由とする年金の合計額です（老齢基礎年金も含まれます。）。

・介護保険料等の社会保険料が年金から徴収されている場合は、保険料を差し引く前の額になります。

※4 所得見積額の金額がマイナスとなった場合は、0万円となります。万円未満は切り上げです。

参考：申告書のB欄またはC欄にかかる所得見積額の早見表（収入が公的年金等のみの場合）

（注）収入見込額には、老齢基礎年金等の当共済組合以外から支給される全ての公的年金等を含みます。

	収入見込額	所得見積額	B欄の記入方法	C欄の記入方法
65歳以上	168万円以下	58万円以下	「0円～58万円」に○をつけてください。	
	168万円超 205万円以下	58万円超 95万円以下	「58万円超95万円以下」に○をつけ、上記（1）の式を参考に計算した所得見積額の金額を記入してください。	控除対象外のため申告できません。
	205万円超	95万円超	控除対象外のため申告できません。	
65歳未満	118万円以下	58万円以下	「0円～58万円」に○をつけてください。	
	118万円超 163.3万円以下	58万円超 95万円以下	「58万円超95万円以下」に○をつけ、上記（1）の式を参考に計算した所得見積額の金額を記入してください。	控除対象外のため申告できません。
	163万3334円超	95万円超	控除対象外のため申告できません。	

(2) 収入が給与の場合（給与所得）

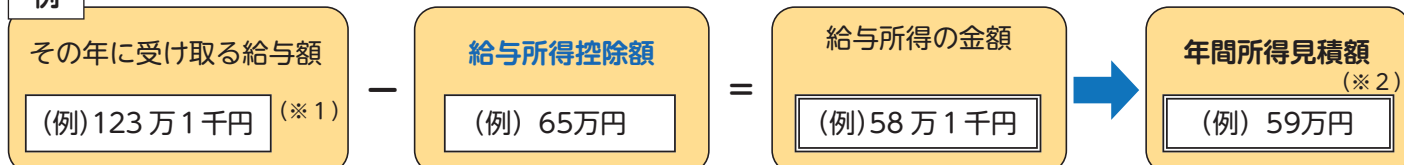
$$\text{「給与所得の金額」} = \text{「その年に受け取る給与額」} - \text{「給与所得控除額」}$$

(所得見積額) (収入見込額) (下表参照)

● 給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

その年の給与の収入金額 (B)	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

例



※1 社会保険料等が徴収されている場合は、社会保険料等を差し引く前の額になります。

※2 所得見積額の金額がマイナスとなった場合は、0万円となります。万円未満は切り上げです。

参考：申告書のB欄またはC欄にかかる所得見積額の早見表（収入が給与のみの場合）

B欄			C欄		
収入見込額	所得見積額	記入方法	収入見込額	所得見積額	記入方法
123万円以下	58万円以下	「0円～58万円」に○をつけてください。	123万円以下	58万円以下	「0円～58万円」に○をつけてください。
123万円超 160万円以下	58万円超 95万円以下	「58万円超95万円以下」に○をつけ、上記(2)の式を参考に計算した所得見積額の金額を記入してください。	123万円超 (注)	58万円超	控除対象外のため申告できません。
160万円超	95万円超	控除対象外のため申告できません。	(注) 19歳以上23歳未満に限り、収入見込額が123万円超であっても、150万円以下であれば、申告できます。		「58万円超85万円以下」に○をつけてください。

(3) 収入が公的年金等と給与の場合（雑所得＋給与所得）

公的年金等の所得見積額と給与の所得見積額をそれぞれ計算し、合算した所得見積額を申告しますが、以下に該当する場合は、給与の所得見積額から「所得金額調整控除」の額を控除できます。

- 公的年金等所得見積額と給与所得見積額の合計額が10万を超える場合
「所得金額調整控除額」＝「年金所得見積額 (※)」＋「給与所得見積額 (※)」－10万円
※ 10万円を超える場合は10万円

(例) 65歳以上の方（昭和37年1月1日以前生まれ）で、

1年間に受け取る年金の合計額が180万円であり、かつ給与収入が100万円である場合。

ア 年金所得見積額：(年金額180万円)－(公的年金等控除額110万円)＝70万円

イ 給与所得見積額：(給与額100万円)－(給与所得控除額 65万円)＝35万円

ウ 所得金額調整控除額：(年金所得見積額の上限10万円)＋(給与所得見積額の上限10万円)－10万円＝10万円

合計の年間所得見積額⇒(ア 70万円)＋(イ 35万円)－(ウ 10万円)＝95万円

注 給与収入が850万円を超え、受給者本人が特別障害者に該当する等の場合は、上記とは異なる所得金額調整控除を受けられる場合があります。詳細は、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

(4) 収入が退職手当（一般退職手当等）の場合（退職所得）

$$\text{「退職所得の金額」} = \left(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」} \right) \times 1/2$$

(所得見積額) (収入見込額) (下表参照)

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。「一般退職手当等」は、「短期退職手当等（役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下。）」および「特定役員退職手当等（役員等として勤務した勤続年数が5年以下。）」に該当しない退職手当をいいます。退職手当が「一般退職手当等」以外の場合の計算方法等については、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

勤続年数（※1）	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（※2）
20年を超える	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

- ※1 ・勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。
 ・長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。
- ※2 退職所得控除額が80万円に満たない場合は、退職所得控除額は80万円となります。

(5) 収入が公的年金等または給与、退職手当以外の場合

下表のとおり所得の種類によって、計算方法が異なります。

ご自身等の収入がどの所得に該当するか、また、計算方法等の詳細については、税務署にお問い合わせください。

所得の種類	所得金額（※）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得（公的年金等以外）	総収入金額－必要経費

- ※ 所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは税務署にお問い合わせください。

令和8年中に退職手当等を有する配偶者・扶養親族等がいる方

住民税では、配偶者等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

令和8年中に退職手当等の収入を受ける見込みのある配偶者または扶養親族等がいる方で、退職所得を除いた所得見積額が下表に該当する場合には、住民税において配偶者控除等の適用となるため、B欄またはC欄およびE欄に記入してください。

- ※ 配偶者または扶養親族等が令和8年中に退職手当等を受ける見込みがない場合は、E欄の記入は必要ありません。
- ※ 住民税に関する照会は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

令和8年中に 退職手当等を 受ける者	B欄・C欄の所得見積額 (住民税の控除対象外)	B欄・C欄の所得見積額から 退職所得を除いた金額 (住民税の控除対象)	申告書への記入方法
配偶者	95万円超	95万円以下	B欄・E欄に必要事項を記入
扶養親族	58万円超	58万円以下	C欄・E欄に必要事項を記入
特定親族	85万円超	58万円超85万円以下	C欄・E欄に必要事項を記入

A欄の「寡婦・ひとり親（住民税のみ該当）」の記入について

令和8年中に退職手当を受ける見込みのある扶養親族等（退職所得を除いた所得見積額が58万円以下（19歳以上23歳未満に限り85万円以下）である）がいる方で、受給者本人が寡婦・ひとり親に該当する（受給者の所得見積額が500万円以下である）場合は、C欄およびE欄の記入と併せてA欄の「寡婦・ひとり親（住民税のみ該当）」欄にも○をつけてください。

8 国外に居住する控除対象となる配偶者または扶養親族等

B欄

C欄

国外に居住する控除対象となる配偶者および扶養親族等（以下「非居住者^(注)」といいます。）について、配偶者（特別）控除、扶養控除または障害者控除の適用を受ける場合、必要な提出書類があります。《提出書類および記入方法》をご確認ください。

- (注) ・「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有していない方をいいます。
 ・16歳未満の方についても、地方税法により親族関係書類の提出が必要です。
 ・令和8年12月31日時点で引き続いて1年以上国外に居住している場合は、非居住者になります。
 ・令和8年中に帰国される予定の場合は、日本国内の居住として申告してください。

《提出書類および記入方法》（住所欄の「3 国外」に○を付けた方が対象です）

非居住者に該当する者			提出書類	申告書の「住所」欄等への記入方法
控除対象となる配偶者			《親族関係書類》	—
扶養親族等	29歳以下または70歳以上		《親族関係書類》	—
	30歳 ～ 69歳	a 留学	《親族関係書類》 《留学ビザ等書類》	「住所」欄の「4 留学」に○をつける (5 ページ参照。)
		b 障害者	《親族関係書類》	「障害者控除の要件」欄および「障害区分」欄を記入
		c 年38万円以上の 送金を受けている者	《親族関係書類》	「住所」欄の「5 年38万円以上送金」に○をつける (5 ページ参照)
		d a～c以外	控 除 対 象 外	

提出書類については、**申告の都度、提出が必要です。**

《親族関係書類》 下表の（1）または（2）のいずれかの書類を添付してください。

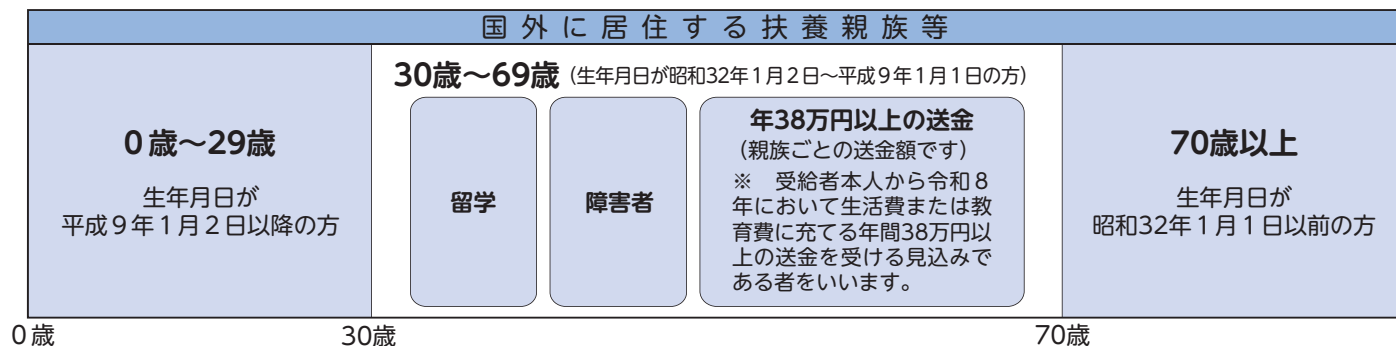
(1)	次の①、②の書類を 両方提出 してください。片方のみでは控除を受けることができません。 ① 戸籍の附票の写しなど日本国または地方公共団体が発行した書類（原本）で、 非居住者が受給者本人の親族であることを証するもの ② 非居住者の旅券（パスポート）のコピー ⇒氏名、生年月日などが記載されている身分事項ページ（顔写真が記載されているページ）
(2)	外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（原本）で、非居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するもの ・ 非居住者の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限りします。 ・ 日本語の翻訳文も併せて必ず提出してください。

《留学ビザ等書類》

「留学ビザ等書類」とは、外国政府または外国の地方公共団体が発行した留学による在留者であることを証明する書類のことをいいます。下表の（1）または（2）のいずれかの書類を添付してください。

(1)	外国における査証（ビザ）に類する書類の写し、および日本語の翻訳文
(2)	外国における在留カードに相当する書類の写し、および日本語の翻訳文

国外に居住する**扶養親族等**が控除対象となる要件は、下の図の塗りつぶし部分に該当する場合です。



9 源泉徴収税額

源泉徴収税額は、定期支給期ごとに計算します。

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{定期支給期の支給年金額}^{(\ast 1)} - \text{控除額}^{(\ast 2)}) \times 5.105\%^{(\ast 4)}$$

- ※1 65歳以上の方で、「介護保険料」「国民健康保険料（税）」「後期高齢者医療制度の保険料」が年金から徴収されている場合、「定期支給期の支給年金額」は、各々の保険料を差し引いた後の額になります。
- ※2 ・老齢基礎年金の受給対象となる方
 （退職共済年金または老齢厚生年金を受給されている方、繰上支給の退職共済年金または繰上支給の老齢厚生年金を受給されている方）
 $\text{控除額} = (\text{基礎的控除額〔表1〕} + \text{人的控除額}^{(\ast 3)}〔表2〕 - 47,500\text{円}) \times 2\text{ヵ月}$
 ・上記以外の方
 $\text{控除額} = (\text{基礎的控除額〔表1〕} + \text{人的控除額}^{(\ast 3)}〔表2〕) \times 2\text{ヵ月}$
- ※3 この申告書を提出しない場合、または「人的控除」がない場合は、「人的控除額」がない計算式となります。
- ※4 所得税の税率は一律5.105%となります。税率（5.105%）は、所得税率（5%）に復興特別所得税率を加算したものです。
 なお、老齢厚生年金を受給されている方で、「定期支給期の支給年金額－控除額」が月額162,500円を超える部分の税率は10.21%となります。

〔表1〕

	受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	基礎的控除額（月額）
基礎的控除	65歳以上 (昭和37年1月1日以前生まれ)	163万円以下 (老齢基礎年金の受給権がない方は242万円以下)	支給年金額の月割額×25%+10万5千円 (17万5千円未満の場合は、17万5千円)
		163万円超 (老齢基礎年金の受給権がない方は242万円超)	支給年金額の月割額×25%+10万円 (16万5千円未満の場合は、16万5千円)
	65歳未満 (昭和37年1月2日以後生まれ)	213万円以下	支給年金額の月割額×25%+10万5千円 (13万円未満の場合は、13万円)
		213万円超	支給年金額の月割額×25%+10万円 (12万5千円未満の場合は、12万5千円)

〔表2〕「人的控除額」は下表の①～⑤により求めた額の合計です。

	区 分	内 容	控除額（月額）
人的控除	受給者本人にかかる控除	① 障害者に該当する場合	普通障害者 22,500円 特別障害者 35,000円
		② 寡婦またはひとり親に該当する場合	寡婦 22,500円 ひとり親 30,000円
	配偶者および扶養親族等にかかる控除	③ 源泉控除対象配偶者がいる場合	配偶者控除・配偶者特別控除 32,500円 老人控除対象配偶者（70歳以上） 40,000円
		④ 源泉控除対象親族がいる場合（16歳以上）	控除対象扶養親族 1人につき 32,500円 老人扶養親族（70歳以上） 1人につき 40,000円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） 1人につき 52,500円 特定親族（19歳以上23歳未満） 1人につき 52,500円
		⑤ 同一生計配偶者または扶養親族等が障害者に該当する場合	普通障害者 1人につき 22,500円 特別障害者 1人につき 35,000円 同居特別障害者 1人につき 62,500円